

町内事業所等の

電気・ガス料金を



補助します



原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減のため、町内の事業所等で使用した電気・ガス料金に対して補助金を交付します。

補助対象経費

町内の事業所等において交付対象者が支払った
**令和5年4月分から令和6年3月分までの
電気・ガス料金の合算額**

上限額 法人5万円・個人事業主3万円
※1事業者1回限り
※1,000円未満切り捨て
※予算上限に達し次第終了いたします

申請期限
令和6年
5月31日
(金)

交付対象者

下記の条件を全て満たす方

- ・町内の事業所等で事業を営む法人または個人事業主で、今後も町内で継続して事業をおこなう者
- ・暴力団関係者でないこと
- ・宗教活動、政治活動を主な目的とした事業をおこなっていないこと
- ・風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該接客に係る接客業務受託営業をおこなっていないこと
- ・町税の滞納がないこと

【お問い合わせ】 大泉町役場 経済振興課

住所 大泉町日の出55-1 電話 0276-63-3111(内線553)

※申請書は町ホームページよりダウンロードすることができます

※申請期間：**令和6年2月1日(木)から令和6年5月31日(金)まで**



令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金について

内容	原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減のため、町内の事業所等で使用した電気・ガス料金に対して補助金を交付します。
交付対象者 (右記の条件をすべて満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で町内の事業所等で事業を営む法人または個人事業主で、今後も町内で事業を継続する意思があること ・暴力団関係者でないこと ・宗教活動または政治活動を主な目的とした事業をおこなっていないこと ・風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該接客に係る接客業務受託営業をおこなっていないこと ・町税の滞納がないこと
補助金額	町内の事業所等において交付対象者が支払った令和5年4月分から令和6年3月分までの電気・ガス料金の合算額 ※上限法人5万円、個人事業主3万円(1事業者1回限り)
申請方法	<p>以下の書類を経済振興課まで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付申請書兼請求書(様式第1号) ・補助対象経費一覧表(様式第2号) ・令和5年4月分から令和6年3月分までの電気・ガス料金を支払ったことが分かる書類の写し(交付対象者が支払ったものに限る) ・振込先口座が記載された通帳又はキャッシュカードの写し ・確定申告書の写しなど事業収入があることを証明する書類(個人事業主の場合のみ)
申請期間	令和6年2月1日(木)から令和6年5月31日(金)まで ※予算上限に達し次第、終了いたします。
その他	申請内容を審査・確認するため、関係書類の提出や現地確認を求める場合があります。
問い合わせ先	大泉町役場 経済振興課 電話:0276-63-3111(内線:553)

申請の流れ

